

平成29年6月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ネ)第167号, 1568号 損害賠償等, 損害賠償反訴請求控訴事件,
同附帯控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第2844号, 第21982号)

口頭弁論終結日 平成29年4月13日

判 決

東京都新宿区新宿一丁目9番4号1004

控訴人兼附帯被控訴人

株式会社My News Japan

(以下「控訴人」という。)

同代表者代表取締役

渡 邊 正 裕

同訴訟代理人弁護士

瑞 慶 山 茂

同

小 園 恵 介

同

松 本 啓 太

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目29番2号

被控訴人兼附帯控訴人

株 式 会 社 ナ ガ セ

(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役

永 瀬 昭 幸

同訴訟代理人弁護士

小 原 健

同

齋 藤 雄 司

主 文

- 1 本件控訴に基づき, 原判決主文第1項及び第2項を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 控訴人のその余の本件控訴を棄却する。
- 4 本件附帯控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用は, 第1, 2審を通じ, 本訴, 反訴を通じてこれを3分し, その1を控訴人の, その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 本件控訴

- (1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、1000万円及びこれに対する平成28年1月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 本件附帯控訴

- (1) 原判決主文第2項ないし第4項を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、本判決の確定した日から30日以内に、原判決別紙1記載第1のウェブサイト上に、別紙謝罪記事目録の第2記載の謝罪文を、同目録第1記載の要領で1年間掲載せよ。
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、500万円及びこれに対する平成26年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

- 1(1) 本件の本訴請求は、控訴人が運営する原判決別紙1記載第1のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）上に、原判決別紙2記載の記事（以下「本件記事」という。）が掲載されたことにつき、被控訴人が、本件記事の見出しによりその名誉及び信用が毀損されたと主張して、控訴人に対し、①民法723条に基づき、前記見出しの削除（本訴請求(1)）及び②本件ウェブサイト上への原判決別紙3謝罪記事目録記載の謝罪記事の掲載（本訴請求(2)）を求めるとともに、③同法709条に基づき、損害賠償金3000万円及びこれに対する不法行為日である平成26年10月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払（本訴請求(3)）を求めた事案である。

本件の反訴請求は、控訴人が、本訴請求は事実的、法律的根拠を欠くもの

であり、被控訴人が本訴を提起する行為が不法行為に当たると主張して、被控訴人に対し、民法709条に基づき、本訴の応訴、反訴の提起に要した費用及び慰謝料の合計3600万円並びにこれに対する不法行為（本訴提起）日である平成28年1月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原判決は、本訴請求につき、本件記事の見出しの削除請求（本訴請求(1)）及び損害賠償請求（本訴請求(3)）のうち40万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める部分を認容し、その余の本訴請求及び反訴請求をいずれも棄却した。

(3) 原判決に対し、控訴人は、本訴請求の認容部分、並びに反訴請求のうち1000万円及びこれに対する遅延損害金の請求を棄却した部分を不服として控訴した。

一方、被控訴人は、本訴請求のうち、謝罪記事の掲載請求（本訴請求(2)）を棄却した部分、並びに損害賠償請求（本訴請求(3)）のうち460万円（上記認容部分を加えると500万円）及びこれに対する遅延損害金の請求を棄却した部分を不服として附帯控訴した。

2 本件の前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記3及び4のとおり当審における当事者双方の主張の要旨を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2及び3記載のとおりであるので、これを引用する。なお、略称は原判決の例によるが、特に、「東進グループ」とは、被控訴人の直営校である東進ハイスクール等のほか、フランチャイズシステムにより展開される東進衛星予備校を含むグループ全体を総称する概念であることを再確認しておくこととする。

3 当審における控訴人の主張の要旨

(1) 前提

本件見出しを含む本件記事は、表現の自由（憲法21条）の保障を受ける

言論活動であり、表現の自由は他の人権に比して優越的地位を与えられるべきものであるところ、原判決の判示はこれを軽視し、裁判所に許された権限の範囲を超えたものである。

(2) 本件見出しの名誉毀損性

ア 本件記事には、特定の「ある新卒社員」の、「関西にある東進衛星予備校」における過酷な体験の体験談と、これに基づく、同様の過酷な環境下にある労働者に対するアドバイスが記載されている。本件見出しは、本件記事の内容を短い文章で端的にまとめ、特定の個人の体験について述べたものであり、東進グループ全体について述べたものではない。

イ 「『東進』はワタミのような職場でした」との表現（以下「本件見出し前半部分」という。）について

原判決は、本件記事に表示された読者の書き込み等を根拠として、一般読者の注意と読み方を基準にすれば、本件見出し中の「東進」が東進グループ全体を指し、それが「ワタミのような職場」であることを印象づけ、誤解を招く表現であるとした。

しかし、原判決も指摘するとおり、東進衛星予備校と被控訴人との関係（フランチャイズ）を正しく認識したコメントが存在することに照らせば、「東進」が東進グループ全体につき述べたものではないことを、一般読者において認識することが可能であったとみるべきである。誤った読み方をする不注意な読者を基準とすることは、言論活動の萎縮の観点から不当である。

また、原判決が根拠とした書き込み等は、本件記事とは無関係に東進に対する不満を抱いていた者による書き込みや、本件記事に対する被控訴人の対応を非難する趣旨の書き込みと解され、一般読者の読み方の根拠とすることは不適當である。

ウ 「ある新入社員が半年でうつ病を発症、退職後１年半で公務員として社

会復帰するまで」との表現（以下「本件見出し後半部分」という。）及び本件記事の表現について

原判決が指摘するとおり、本件見出し後半部分は、本件記事が「関西にある東進衛星予備校」に入社した特定の社員が体験した事実であることを印象づけると考える余地があり、これを前提としつつ、被控訴人にとって不利益に読まれる可能性を根拠として本件見出しの表現を規制するのは言論活動に対する過剰な規制である。

本件見出しの記載内容は本件記事と一体として判断されるべきであり、本件見出しの一部分のみの記載を取り上げ、そのわずかな部分の印象によって本件記事の評価を決定することは不当である。

また、本件冒頭文及び本件記事に誤読のおそれがないことは明らかである。

エ 以上のとおり、本件見出しについて、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、「東進」が東進グループ全体を指すものと誤読されるおそれはなく、本件見出しは、特定の社員の体験について述べたものであり、東進グループ全体について述べたものではないから、被控訴人の社会的評価を低下させるものではなく、被控訴人の名誉を毀損しない。

(3) 本件見出しの表現の許容性について

仮に、本件見出しに誤読のおそれが存在するとしても、以下のとおり、本件見出しの表現は許容されるべきである。

ア 本件見出しを含む本件記事は、表現の自由の保障を受ける言論活動であり、その規制は必要最小限のものとされなければならない。特に、本件記事は社会的に関心の高い問題に関わる事実を対象とし、国民の政治的意思決定への関与に寄与しうる社会的価値を有することを考慮する必要がある。

このような観点から、本件記事については、真実性・真実相当性の抗弁のみを唯一絶対的な基準とすべきではなく、以下の事情を考慮して、表現

の自由に対する慎重な配慮をした判断がされるべきである。

イ 原判決の指摘する「誤解を招く表現」は、表現された内容の問題ではなく、本件記事のごく一部に関する表現方法の適否の問題に過ぎない。このような表現方法の適否に裁判所が介入することは、各表現者の自由で豊かな表現活動を萎縮させるものである。

ウ 原判決の指摘する誤解ないし混同は、被控訴人がフランチャイズというビジネス形態を選択し、フランチャイジーである東進衛星予備校の運営会社に対し「東進」の商標の使用を許諾した結果であり、さらにこのような形態に対する被控訴人自身の周知不足の結果である。フランチャイズの利益を享受しておきながら、他方で混同による不利益を主張して控訴人の表現行為を非難することは信義則に反する。

エ また、本件記事は、フランチャイジーにおける労務管理の責任を指摘するものであるところ、当該責任については、フランチャイジーに加え、フランチャイザーも法的責任を負うとの考え方があり、特にコンビニエンスストア等のフランチャイジーにおける労務管理の問題についての社会的な関心は高い。

控訴人は、フランチャイジーの従業員の労働時間についてまで指導を行っていたものであり、法的責任はともかくとしても、社会的責任は負うものと解される。

控訴人は、このような考え方に基づき、本件記事において、あえてフランチャイジーである「東進衛星予備校」で発生した問題であることを明らかにしたものである。

オ 見出しは記事の内容を簡潔にまとめたものであるが、その内容は簡略化されたものとならざるを得ず、したがって、ある程度不正確な表現になることはやむを得ない面がある。

本件見出しは、本件記事と一体のものであり、本件記事の全体を読めば、

本件見出しが「関西にある東進衛星予備校の一つ」における「ある新卒社員」の体験について述べたことは明らかである。

(4) 損害について

仮に本件見出しに誤読のおそれがあるとしても、前記のとおり、被控訴人自身のビジネス形態の選択の結果であり、本件見出しの表現が表現方法として許容される範囲を逸脱していないことに照らせば、被控訴人に損害はない。

なお、原判決の認定した検索サイトにおける検索結果（甲2）は、パーソナライズ検索の機能を通じ、被控訴人又は被控訴人代理人による多数回のウェブサイト閲覧を反映したものである可能性が高い。

(5) 本件見出しの削除請求について

仮に本件見出しに誤解を招く表現が含まれるとしても、この点は表現方法の適否の問題に過ぎず、その削除は言論活動に対する過度の規制である。

また、控訴人は、被控訴人からの通知の後、本件見出しを含む本件記事の趣旨をより明確にするため、本件記事の本文の前に、本件囲み記事を掲載している。

現段階で、本件見出しの削除を命じる必要性はない。

(6) 本件反訴請求について

ア 本訴請求は、表現の自由の保障の及ぶ控訴人の言論活動を対象としたものであることに照らせば、最高裁昭和63年1月26日判決（民集42巻1号1頁。以下「最高裁昭和63年判決」という。）の論理をそのまま適用すべきではない。

訴訟提起自体が応訴のための金銭的、時間的、精神的負担をもたらし、被告とされた者に不安や恐怖を与えるものであり、提訴に対する懸念は、控訴人のみならず全ての表現者にとって、言論の萎縮効果をもたらすおそれがある。したがって、言論活動に対する提訴が不法行為に該当するかどうかの判断は、最高裁昭和63年判決のように裁判を受ける権利の

観点のみから検討するのではなく、表現の自由の保障の趣旨から、その提訴が言論に対する不当な攻撃となっているか否かの観点から判断されるべきである。

イ ①本件記事は社会的価値を有する正当な言論活動であり、本訴の提起は、控訴人の言論活動を抑え込む不当な攻撃であること、②原判決の認容額はわずか40万円であり、被控訴人請求額との乖離があり、被控訴人は2960万円の過大請求をしていたとみるべきこと、③被控訴人が本件見出し以外につき判断を求めないとしつつ、請求を減縮していないことを考慮すれば、被控訴人の本訴の提起は、表現の自由を不当に制限する行為であり、不法行為に該当する。

4 被控訴人の主張の要旨

(1) 前提

言論の自由の重要性を前提としても、現代社会においては、インターネットを通じて、事実に基づかない無責任な記事を配信し、他人の名誉や信用を毀損することが容易であり、その防止が深刻な課題となっていることを考慮すべきである。

(2) 本件見出しの名誉毀損性について

ア インターネット及び SNS の普及した現代においては、見出しは記事とは独立して拡散するものであり、本件見出しの名誉毀損性は、本件見出し自体を基準に判断されるべきである。

本件見出しのみを読む多くの読者は、「東進」がワタミのような職場であった旨の印象しか持たず、その所属先が、多数のフランチャイジーの一つに過ぎない事実を読み取ることは不可能である。控訴人は、「元社員」から聴取した話が「ある東進衛星予備校」に関するものであることを知りながら、読者の関心を引くために、あえて批判の対象として「東進」の実名のみを掲載し、「東進」全体を対象とする記事と印象づけようとしたも

のであり、この点は、控訴人が、当審において、本件記事がフランチャイジーにおける労務管理につき、フランチャイザーが責任を持つべきとの見解に基づき本件記事を執筆した旨主張していることから裏付けられる。

イ 本件見出し前半部分について

本件記事に対する書き込み（甲1）は、本件記事全体を閲覧した者によるものであり、控訴人自身の関与や、控訴人を支援する意見に基づく可能性もあることから、これらを直ちに本件見出しの名誉毀損性の根拠とすることは適切ではない。ただし、これらのコメントは、東進がブラック企業であることについての参照として本件記事を指摘するもの（「東進からはさっさと離れるのが無難だとわかります」とのコメント（甲1））や、本件記事の「題名」がふさわしいとして、ワタミとの比較を指摘するもの（甲14）、本件記事本文がフランチャイジーに関するものであることを指摘した上で、本件見出しの内容を批判するもの（甲1）を含み、これらは、いずれも、本件見出しが、東進グループ全体につき、ワタミと同様のブラック企業との印象を与えるとの認識を前提とするものである。このような読み方は、まさに控訴人が意図したところを正しく把握したものにはかならない。

ウ 本件見出し後半部分について

本件見出し後半部分は、本件見出し前半部分と一体として、前記アのとおり、東進グループ全体を対象として、ワタミのようなブラック企業であると印象づけるものであり、むしろ、本件見出し前半部分（東進がワタミのような職場であったこと）が、本件見出し後半部分により明らかになるとの趣旨を有するものである。

なお、本件冒頭文は、「東進」が展開する「合理的なチェーン展開」のもとで、その現場は、実はブラック企業が支えている一面があるとするものであり、だからこそ本件見出しと繋がるものである。本件冒頭文は被控

訴人のチェーン展開自体を批判するものであり、この意味で、誤読のおそれに関する原判決の指摘は正当である。

(3) 本件見出しの許容性について

控訴人の主張は法律上の根拠が不明であるが、これを前提として反論する。

ア 表現の自由が憲法上尊重されるとしても、裁判所が法律上の根拠に基づき本件見出しの削除や損害賠償を求めることが、不適正な規制とならないことは明らかである。

イ 控訴人は、「ある東進衛星予備校」と「東進」そのものが別であることを十分承知した上で、むしろその混同を意図して本件見出しを付したものであり、被控訴人のビジネス形態に責任を転嫁する余地はない。

ウ フランチャイジーの労務管理に関する控訴人の主張も論点のすり替えであり、控訴人は、本件記事の掲載に当たり、被控訴人のフランチャイズ展開の実情については何ら取材や検討もしていない。

エ 本件見出しは、やむを得ず不正確な表現をとったものではなく、「東進」全体がブラック企業であるとアピールするために表示されたものである。

(4) 損害について

ア 甲2の検索結果は、パーソナライズ検索の影響を除外したものである。

イ 本件記事に対するアクセス数は、平成27年9月から平成29年2月までの間において1万7578件であり、平成28年3月から平成29年2月までに限っても1万5288件であり（甲23）、読者はこの1年間だけでも数万人に及ぶものと考えられる。

ウ 被控訴人に生じた損害は500万円を下らない。

(5) 本件見出しの削除命令について

本件囲み記事の掲載によっても、本件見出しが検索リストに表示される状態は変わらず、読者の印象も変わらない。

(6) 謝罪記事の掲載について

本件見出しによりその摘示事実が真実であると誤信した読者の数は膨大である上、控訴人は、原判決後も被控訴人を批判する記事の公開を継続している。金銭賠償及び本件見出しの削除によっても上記誤信を解くことは容易ではなく、謝罪記事の掲載が必要である。

(7) 反訴について

被控訴人は、本件記事の摘示事実には誤りがあり、控訴人がこれを改めないために提訴したに過ぎない。また、原審において請求の減縮をしなかったのは、控訴人の同意が必要となって訴訟が長期化することを懸念したためである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実については、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるので、これを引用する。

2 争点1（本件見出しは被控訴人の名誉を毀損するか）について

(1) 見出しに関する名誉毀損の判断基準

ア インターネット上に掲載された記事等の意味内容がどのようなものか、また、その意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかについては、新聞記事の内容が名誉を毀損すべき意味のものかどうかを判断する場合と同様に、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従って判断すべきである（最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

イ また、証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、インターネット上に掲載される記事の見出しは、いわゆる検索サイト等の他のウェブサイトにおいて記事本文とは独立して表示され、その閲覧者に対して、記事本文の要点を一目で理解させた上、その内容について興味を喚起し関心を惹くことで、当該記事に誘導する機能を有するものであり、その一方で、見出しのみを閲覧し、当該記事本文を閲覧しない者も多いものと認められる。

そして、インターネットにおける検索サイトの機能やその重要性に照らせば、記事の掲載者（本件においては控訴人）においても、上記の見出しの機能を十分に認識した上で、見出しを作成しているものと認めるのが相当である（この点、乙19には、控訴人代表者において、上記認識を否定するかのごとき記載があるが、記事本文の一番重要な情報が一番上にある見出しであるとして、見出しの重要性を自認していることに照らし、採用し難い。）。

以上を考慮すれば、本件見出しについては、原則として（後記ウ参照）、本件記事本文とは独立して、その意味内容が社会的評価を低下させるものか否かを判断するのが相当である。

ウ 一方で、見出しが前記イの機能を有することからすると、見出しについては、記事本文との同一性・関連性という観点から、掲載者の表現の自由と密接に関連する面があることも否定できないところである。加えて、見出しの閲覧者においても、このような機能を前提としてこれを閲覧するものと考えられることを考慮すれば、見出しにおいて、言葉の省略（簡潔表現）や誇張（強調）的表現が用いられ、その結果、その文言が多義的にとらえ得るものとなることは、閲覧者においてもこれを了解の上で閲覧するのが通常であるから、その限度では、仮に見出しの表現が言葉の省略等によって他人の社会的評価を低下させるものと認められる場合であっても、それが社会通念上相当と認められる範囲においては適法なものとして許容されることがあるものと解される。

ただし、上記のような省略や誇張ないし多義的表現は、あくまでも社会通念上相当な範囲内においてされる必要があり、記事の内容に関する閲覧者の理解を、その内容とはおよそ乖離したところに誤導するなど、これを逸脱する場合には名誉毀損行為等として違法性を帯びるものというべきである。

以上からすると、前記の省略や誇張及び多義的表現の検討に当たっては、前記イの原則を前提としつつ、必要な限度において、本件見出しと本件記事との関連性等について考慮すべきである。

(2) 本件見出しの摘示事実について

ア 本件見出しは、その前半部分と後半部分がハイフンにより連結されたものである。前半部分と後半部分は、それぞれに独自の意味内容を有するが、一方で、本件見出しの閲覧者は、これらを連結した本件見出し全体として、その意味内容を理解するものであり、以下においては、このような構造の理解を前提として検討する。

イ 個別の検討

(ア) 本件見出し前半部分は、これのみを閲覧した場合には、閲覧者に対し、東進グループ全体について、長時間労働等の問題が社会的に広く指摘された企業（弁論の全趣旨）と同様の労働環境の問題が存在するとの事実を摘示するものと認められる。

この点、控訴人は、「東進」との括弧書きの存在を指摘するが、本件見出し前半部分においては、括弧書きが東進グループ内部の特定の企業を限定する機能を有するものとは認められず、逆に、東進グループ全体を強調しているとの印象を与えているともいえるものであり、上記指摘は採用し難い。

(イ) 一方で、本件見出し後半部分は、「ある新卒社員が」との主語に始まり、当該社員が体験したうつ病の発症、退職及び社会復帰の事実を摘示するものと認められ、全体として、本件記事の記載内容が、特定の元社員の体験談である旨を摘示するものと認められる。

ウ 総合的検討

(ア) まず、本件見出し前半部分は、「～のような職場でした。」で結ばれるところ、前記のとおり、後半部分において、本件記事が特定の元社員の

体験談である旨が明示されていることに照らせば、上記の前半部分の結語についても、その主語は当該元社員であり、前半部分の内容が自身の体験に基づく感想であることを示すものと認められる。

さらに、同様の理解を前提とすると、前半部分のうち「東進」との記載についても、当該元社員の勤務先である東進グループ内の企業（本件記事により、東進衛星予備校であると認識される。）を、その略称として示したものと認めるのが相当であり、このことを踏まえて、本件見出し全体を閲覧した場合には、閲覧者は、本件見出しは、当該元社員の特定の勤務先に関する事実を摘示したものであり、東進グループ全体に関する事実を摘示するものではないと認識することも可能であるものと認められる。

- (イ) 一方で、本件見出し後半部分は、前記特定の元社員のうつ病の発症及び退職の事実を摘示するところ、当該事実は、前記イ(ア)の前半部分の摘示事実とあいまって、当該発症及び退職の原因として、「東進」における労働環境の問題を摘示するものと認められる。

また、前記(ア)のとおり、「東進」との記載が当該元社員の勤務先を表示するものであることを前提としても、本件見出し中には、当該勤務先について「東進」以上にこれを具体的に示唆する記載や、当該元社員の体験した具体的事実を示唆する記載はない。このため、上記の前提を踏まえて本件見出し全体を閲覧しても、元社員の体験に係る労働環境の問題が、当該勤務先の問題であるか、「東進」全体に共有される問題であるかを識別することは困難であり、この点で、前記イ(ア)の前半部分の摘示事実（東進グループ全体の労働環境の問題）に係る印象がなお残るものと認めるのが相当である。

- (ウ) 以上を総合すると、本件見出しは、前記(ア)のとおり、特定の元社員の体験談である旨が示されている点で、当該元社員の特定の勤務先に係る

事実を摘示するものとの読み方も可能であるものの、一方で、前記(イ)のとおり、勤務先が「東進」とのみ記載され、当該元社員の体験の具体的内容が記載されていない点で、東進グループ全体の労働環境の問題を摘示するものとの印象をなお与えるものと認められ、この点で、被控訴人の社会的評価を低下させるものといえることができる。

(3) 本件見出しの違法性について

ア 次に、前記(1)ウで述べたところに照らして、本件見出しの違法性につき検討する。

イ 本件記事の概要について

本件冒頭文は、本件記事の内容を要約したものと認められるところ、本件冒頭文においては、東進グループについて、同一の授業内容が被控訴人の直営校とフランチャイズ校で提供される旨を明示し、これに続き、「チェーン展開」との関連で、その現場は社員に過酷な労働環境を強いて本来支払うべき残業代を利益に換える「ブラック企業」が支えている面もあると指摘して、前記元社員の勤務先が東進衛星予備校であり、それがブラック企業である旨が示され、その上で本件記事本文が、前記元社員の体験談であることが記載されている。さらに、本件記事本文の冒頭部分で、上記勤務先が東進グループにフランチャイズ加盟している旨が示されている。

以上の各事実を照らせば、本件記事は、全体として、被控訴人とフランチャイズ契約を締結した特定の企業が運営する東進衛星予備校に勤務した元社員の体験を記載したものと認められ、東進グループ全体についての労働環境の問題を摘示するものとは認められない。

ウ 本件見出しの多義性等について

前記(2)ウ(ア)のとおり、本件見出しは、特定の元社員の勤務先の労働環境に関する事実を摘示するものとの読み方も可能であり、これを前提とすれば、前記イの本件記事全体の摘示事実を正確に要約したものと認められる。

一方で、本件見出しは、前記(2)ウ(イ)のとおり、東進グループ全体の労働環境の問題を摘示するとの印象をなお与えるものと認められるところであり、このような印象と、前記イの本件記事全体の摘示事実との間には齟齬があり、この点で、本件見出しは、その閲覧者に本件記事中の内容を誤認させるものと認められる。

そして、前記(2)ウ(イ)で述べたところによれば、上記齟齬の原因は、本件見出しにおいて、元社員の勤務先について「東進」とのみ記載され、当該元社員の体験の具体的内容も記載されていない点にあるものと認められる。そして、前記(1)ウで述べた見出しにおける言葉の省略（簡潔表現）等の観点からは、上記の齟齬は、元社員の勤務先である特定のフランチャイズ校である東進衛星予備校を、「東進」と省略して表現したことにより生じたものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件見出しの違法性の有無については、上記省略表現が社会通念上相当なものといえるか否かを基準として判断すべきこととなる。

エ 本件見出しの社会的相当性について

(ア) 本件見出し中の「東進」との記載は、元社員の勤務先である東進衛星予備校の名称の一部であり、また、前記(2)ウ(ア)のとおり、上記括弧書きの存在により、上記勤務先の略称であることにつき、閲覧者にも認識可能な契機が与えられているものと認められる。

そして、上記略称は、前記のとおり、本件見出しのみを閲覧した者において、これを東進グループ全体に関する事実の摘示と誤認する原因となるものの、このような誤認が現実には多数の閲覧者に生じたものとは認め難い。すなわち、本件ウェブサイト上の本件記事（甲1、13、16、乙9）及びその関連記事のページ（甲14、15）に表示された読者の書き込み欄及び各種SNS等のコメントは、本件見出しと本件記事の双方を閲覧した上でのコメントであり、フランチャイジーに関する問題で

ある旨や、本件見出しと本件記事の齟齬を指摘するもの（甲1）も、本件見出しを閲覧した時点での暫定的な印象が、本件記事の閲覧により修正された旨を述べるものと考えられるものであって、いずれも、本件見出しのみを閲覧した者による誤認の広範な存在を的確に裏付けるものとはいえない。また、本件ウェブサイト以外のSNS等における誤認の存在や、被控訴人主張の入学予定者や求人活動への影響については、被控訴人に対する問い合わせの有無等を含めて、これを裏付ける証拠はない。以上によれば、本件見出しに係る上記誤認の程度は高いものとはいえない。

- (イ) 一方で、証拠（乙5，8）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、フランチャイズ契約において、フランチャイジーに対し、「東進衛星予備校」の名称の使用を許諾しているものと認められるところ、当該名称のうち、「東進」との文言は、その直営校（東進ハイスクール等）とフランチャイズ校（東進衛星予備校）を包括した被控訴人の教育事業としての一体性を示すものと認めるのが相当である。これを前提とすると、そもそも、被控訴人の教育事業に対する社会的評価は、その直営校だけでなく、フランチャイジーである東進衛星予備校又はその経営主体に対する社会的評価により左右される側面もあるものというべきである。
- (ウ) 本件見出しが摘示する労働環境の問題は、本来的に、前記元社員の勤務先であるフランチャイジー（東進衛星予備校）の問題であり、その存在から、東進グループ全体における労働環境の問題の存在が推認されるものとはいえない。

しかしながら、証拠（乙10，11，18）によれば、フランチャイズシステムにより事業を運営する事業主体（フランチャイザー）において、フランチャイジーにおける労働環境についても配慮すべきであるとの見解は、法的責任の存否は措くとしても、少なくとも社会的責任の観

点からは広く存在するものと認められ、そのような見解の根拠として、一般に、フランチャイジーの経営全体がフランチャイズ契約による制約を受け、その結果人件費が抑制されること等が指摘されているものと認められる。

このような見解を前提とすれば、フランチャイジーにおける労働環境に関する事実の摘示は、それ自体がフランチャイザーの社会的責任に関する問題提起を含むとも解し得るものであり、この意味で、フランチャイザーに関する事実の摘示と認識されたとしても、閲覧者を誤導するものとは直ちには認め難い。

(エ) この点、証拠（乙7）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人においては、フランチャイジー（東進衛星予備校）に対する助言又は経営指導の一環として、業務の効率化、各従業員のスキルの向上及び労務管理の合理化等の方策の必要性を指摘しているものと認められるところ、その内容は、「われわれの業務の全体像」としてフランチャイズ契約上必要な業務を列挙し、その実施に必要なモデル業務時間を1週間当たり363時間（生徒数200人の場合）と試算した上で、これを260時間（社員2人、担任助手10人の標準的な勤務時間）内で実施するための合理化等の必要性を指摘するものである。このような大幅な合理化等の目標を提示すること自体が、フランチャイズ契約上求められる業務量と、フランチャイジーの経営上標準的な人員配置との間の齟齬についての被控訴人の認識の反映と認めるのが相当であり、この意味で、被控訴人とフランチャイジー（東進衛星予備校）との関係についても、前記(ウ)のような見解や指摘が妥当する余地はなお存在するものといわざるを得ない。

(オ) 以上の事情を総合すると、本件見出しにおいて、「東進」との表現を用いたことが、本件記事との関係で、社会通念上許容される省略表現の範囲を逸脱したものということとはできず、前記(1)ウで述べたところに照

らして、名誉毀損行為として違法性を帯びるものとはいえない。

(カ) 以上の判示に対し、被控訴人は、「東進」との表現について、控訴人は、元社員から聴取した体験談が特定の東進衛星予備校に関するものであることを知りながら、読者の関心を引くために、あえて批判の対象として「東進」の実名のみを掲載し、東進グループ全体を対象とする記事と印象づけようとしたものであり、これらの混同を意図して本件見出しを付したものである旨を主張する。

控訴人が、当審において、フランチャイジーにおける労働環境についてフランチャイザーが責任（法的責任、社会的責任）を負うとの考え方にに基づき、あえて本件記事において、フランチャイジーである「東進衛星予備校」で発生した問題であることを明らかにした旨を主張していること等に照らせば、控訴人は、本件記事において前記省略表現を用いるに当たり、「東進」との表現について、東進グループ全体に関する事実摘示と誤認される可能性を認識していたものと認めるのが相当である。

しかしながら、控訴人に当該認識が存在したとしても、前記(ア)のとおり、「東進」との略称自体について、特定の元社員の勤務先である旨を認識する契機が閲覧者に与えられていることや、前記(ウ)のとおり、フランチャイジーにおける労働環境に関する事実の摘示は、フランチャイザーの社会的責任に関する問題提起を含むものとも解し得るものであり、この意味で、閲覧者を誤導するものとは認め難いことに照らせば、社会的相当性に関する前記(カ)の判示が左右されるものとはいえず、被控訴人の主張は採用し難い。

3 争点2（真実性、真実相当性の抗弁の成否）について

(1) 前記2(3)エで述べたとおり、本件見出しにおいて「東進」との省略表現を用いたことが、本件記事との関係において、社会通念上許容される省略表現の範囲を逸脱したものとはいえず、名誉毀損行為として違法性を帯びるもの

とはいえない。しかしながら、上記省略表現の結果、前記2(2)のとおり、本件見出しが東進グループ全体についての事実摘示との印象を与え、被控訴人の社会的評価を低下させることに照らせば、本件見出しについては、上記の社会通念上の相当性を有することのほか、当該省略の影響を除外した摘示事実について、真実性・真実相当性の抗弁の要件をも具備するときに限り適法となるものと解するのが相当である。

以下においては、本件見出しについて、「東進」との省略表現の影響を除外し、元社員の勤務先である東進衛星予備校に係る事実を摘示したものと理解した上で、当該摘示事実に関する真実性・真実相当性の抗弁につき検討する。

(2) この点、本件見出しは、前記(1)の理解を前提とすると、特定の元社員が体験した東進衛星予備校の労働環境に係る問題を摘示した上で、当該元社員が過酷な労働環境のためにうつ病に罹患し、その後社会復帰に至る過程を摘示したものであり、当該摘示は、公共の利害に関する事項について、専ら公益を図る目的でされたものと認めるのが相当である。

(3) また、証拠（甲1，乙1）によれば、本件記事を執筆した記者は、前記元社員の友人であり、勤務先である東進衛星予備校における体験につき逐次報告、相談を受け、その後、精神科医を紹介して診察に同行し、勤務先の上司に対しても休職の申請及びその経緯を伝達したことが認められ、これらの事実には照らせば、前記(2)の摘示事実との関係では、控訴人において、これを真実と認めるに足りる相当な理由があるものと認められる。

(4) 以上によれば、被控訴人の本訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく理由がないこととなる。

4 争点4（被控訴人による本訴の提起行為につき不法行為が成立するか）について

(1) 訴えの提起に関する不法行為の成否

訴えの提起は、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り、相手方に対する違法な行為となると解するのが相当である（最高裁昭和63年判決）。

- (2) 被控訴人が本訴請求において主張する権利又は法律関係が事実的根拠を欠くものではないことは、前記前提事実及び前記1（いずれも原判決引用）のとおりである。また、本件見出しが被控訴人の社会的評価を低下させるものであり、本件見出しによる名誉毀損の成否は、「東進」との省略表現が、社会通念上相当な範囲を逸脱するか否かにより判断されるものであることは前記2で述べたとおりであるところ、そのような規範的評価の帰趨につき、本訴請求に係る訴えの提起の段階で、被控訴人においてこれを知っていたとは認められず、また通常人であれば容易にこれを知り得たものとも認め難い。

したがって、控訴人の反訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく理由がない。

- (3) 控訴人は、言論活動に対する提訴については、裁判を受ける権利の観点のみから検討するのではなく、表現の自由の保障の趣旨を踏まえ、その提訴が言論に対する不当な攻撃となっているか否かの観点から判断されるべきである旨を主張するが、名誉毀損に係る不法行為自体が、表現の自由を前提としつつ、当該表現行為が他人の権利を侵害する場合に成立すると判断されるものであることに照らして採用することができない。

また、控訴人は、被控訴人の請求額の過大性や、本件見出し以外につき判断を求めないとしつつ、請求を減縮しなかったことにつき主張するが、被控訴人の主張する損害額の多寡や請求の態様により、前記(1)及び(2)で述べたところが左右されるものとはいえず、控訴人の主張は失当である。

第4 結論

以上によれば，被控訴人の本訴請求及び控訴人の反訴請求は，いずれも理由がないこととなる。よって，本件控訴に基づき，原判決主文第1項及び第2項を取り消し，その余の本件控訴及び本件附帯控訴を棄却することとして，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 村 田 渉

裁判官 一 木 文 智

裁判官 前 澤 達 朗

別紙謝罪記事目録

第 1

(1) 謝罪記事掲載の場所

5 本件ウェブサイトトップページ (<http://www.mynewsjapan.com/>)

(2) 謝罪記事の大きさ

縦 6 センチメートル、横 9 センチメートル

(3) 謝罪記事における文字

赤文字

10

第 2

「東進」(株式会社ナガセ)殿に深くお詫びします。当社は、平成 26 年平成
26 年 10 月 15 日、当社の運営する本ウェブサイトの「ワーカー」欄において、
「マイニュース」として、『東進』はワタミのような職場でした—ある新卒
15 社員が半年で鬱病を発症、退職後 1 年半で公務員として社会復帰するまで—
と題する記事を掲載いたしました。が、「東進」がワタミのような職場であるとい
う事実はなく、そのほか種々の誤りがありましたので、ここに前記記事を取
り消し、株式会社ナガセ殿に深くお詫びいたします。

平成**年**月**日

20

株式会社 MyNewsJapan 代表取締役 渡邊正裕

株式会社ナガセ 御中

これは正本である。

平成 29 年 6 月 8 日

東京高等裁判所第 24 民事部

裁判所書記官 渋谷 辰三

